

商品紹介

ENEOS株式会社

〒100-8162 東京都千代田区大手町1-1-2
TEL : 03-6260-2012

IND-6062-2301

リライアソル S-B

耐腐敗性に優れるソリューブルタイプ切削・研削油剤

リライアソルS-Bは、新規の抗菌性物質と潤滑性向上剤を配合した耐腐敗性、加工性、防錆性、消泡性に優れるソリューブルタイプの水溶性切削・研削油剤で、毒物および劇物取締法(毒劇法)の対象候補化学物質を含有しない、人体への影響に配慮した商品です。また、硫黄・リン・塩素系極圧剤を含んでいません。リライアソルS-Bは広範囲の材料、加工方法に適用可能な高性能油剤で、JIS K2241 A2種1号に相当します。

●特 長

1. 耐腐敗性に優れています

新規抗菌性物質を配合しておりますので、耐腐敗性および防錆性を長期間維持し、液の長寿命化が図れます。

2. 加工性に優れています

潤滑性向上剤を配合しておりますので、エマルションタイプの水溶性切削油剤に近い加工性を有しており、特に鋳物加工における作業性の改善が図れます。

3. 防錆性に優れています

鋳鉄などの鉄鋼材料の加工を目的としていますので、防錆性に優れた添加剤を選定しています。

4. 機械周りの汚れを軽減します

オイルフリーのため機械・加工物のベタツキが少なく、作業環境の改善が可能となります。

5. 起泡性が小さく、消泡性に優れており、高圧クーラントに対応しています。

6. 毒劇法対象候補化学物質を含有せず人体への影響に配慮した商品です。

●使用希釈倍率

切削加工 : 20~30倍

研削加工 : 30~50倍

●荷 姿

200Lドラム、20Lペール缶

●リライアソルS-Bの代表性状

外観	(原 液) (希釈液)	黄色 淡白色透明
密度	(15°C) g/cm ³	1.036
表面張力 ^{*1}	(25°C) mN/m	33.6
p H ^{*1}		9.6
耐食性 ^{*1}	(室温, 48h) 鋼板	変色なし
あわ立ち性 ^{*1}	(24°C) ml	0
消防法危険物分類		非危険物

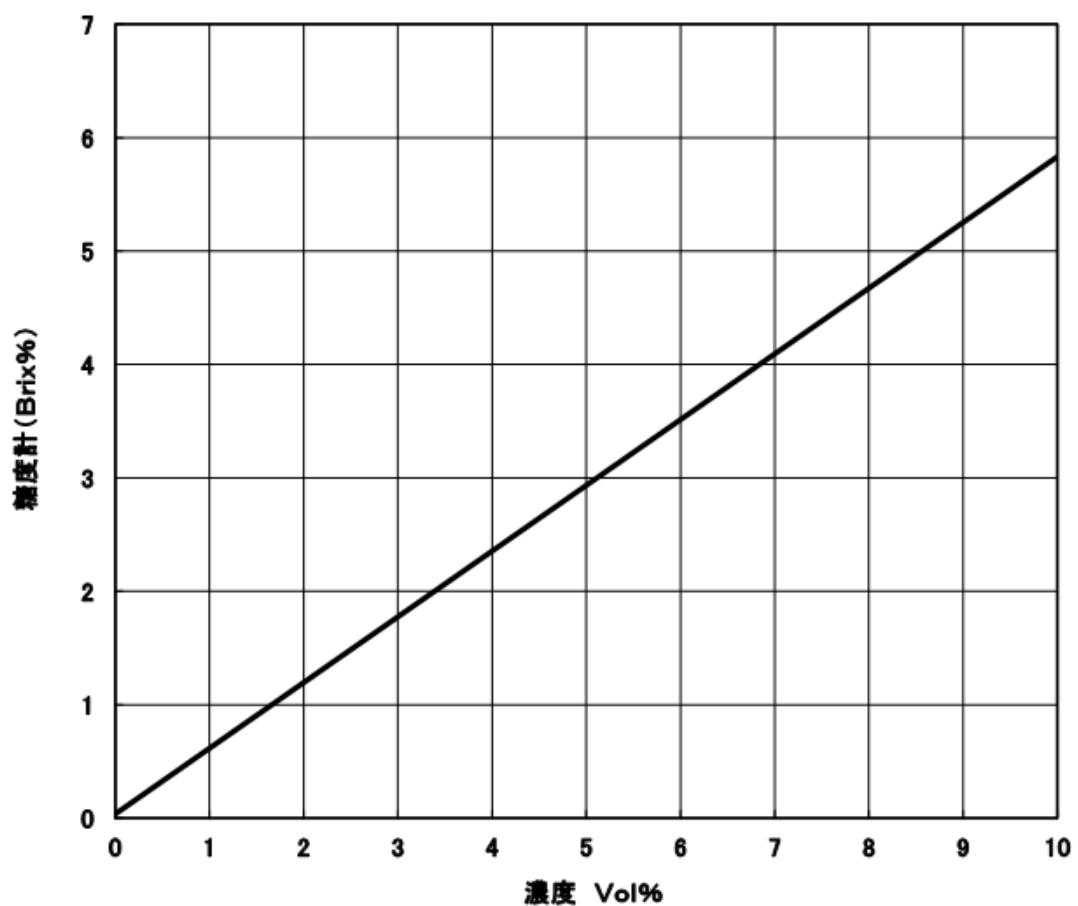
*1) 30倍希釈液での測定値 (JIS K 2241に準拠)

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変わる場合があります。
(2023年1月)

●用 途

炭素鋼、鋳鉄などの鉄鋼材料やアルミ合金の旋削、ドリル、リーマ加工に適しています。また、鉄鋼材料の研削加工にも適しています。

リライアソルS-Bの濃度換算グラフ





取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分 :	水溶性加工油剤（混合物）
絵表示 :	
注意喚起語 :	危険
危険有害性情報 :	皮膚刺激 重篤な眼の損傷 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器(全身毒性)の障害のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(全身毒性)の障害のおそれ 水生生物に有害 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none">・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。・眼に入れないこと。飲み込まないこと。・環境への放出を避けること。・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。・使用前に取扱説明書を入手すること。・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。・取り扱い後はよく手を洗うこと。・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none">・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。・眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。・気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していく容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
保管	<ul style="list-style-type: none">・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。・施錠して保管すること。
廃棄	<ul style="list-style-type: none">・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。